Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 7 年 11 月 25 日 水管理・国土保全局砂防部 気 象 庁

令和7年11月25日18時01分頃の熊本県阿蘇地方の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和7年11月25日18時01分頃の熊本県阿蘇地方の地震による地盤の緩み を考慮し、揺れの大きかった熊本県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表 基準を引き下げて運用します。

令和7年11月25日18時01分頃の熊本県阿蘇地方の地震により、熊本県で最大震度 5強を観測しました。

熊本県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、熊本県と熊本地 方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げ た暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更 します。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
熊本県	8割	産山村

問い合わせ先

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 三道 義己(内線 36-152)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8468

気象庁大気海洋部気象リスク対策課

土砂災害気象官 調子 二朗(内線 4220)

代表 03-6758-3900 直通 03-3434-9051

土砂災害警戒情報の暫定基準の設定

〇土砂災害警戒情報は、土壌雨量指数(横軸)と60分雨量(縦軸)を用いて基準を定め、2時間先までの土壌雨量指数と60分雨量の値が基準以上となると予想された時点で発表します。

〇地震の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられることから、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

■暫定基準の割合について

地震による暫定割合 (通常基準に乗じる割合)				
震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域			
8割(2割引き下げる)	7割(3割引き下げる)			

■暫定基準設定のイメージ

